

7. 入札参加資格要件、総合評価工事及び低入札価格調査について（建設業部会）

三島市内に本店を有していない市外の業者が落札し、市内業者の受注機会が激減している。

また、過度な価格競争を強いられており、経営状況が大変厳しい環境に置かれている。

しかし、市内建設業者は災害復旧等による貢献や裾野の広い産業構造からも欠かすことのできない業種となっている。

そこで、地元経済への波及効果を創出し、市内業者を育成存続させるためにも、以下について要望する。

- (1) 3,000万円以上の工事については総合評価落札方式での発注にすること
- (2) 調査価格を下回り低入札価格になった際の調査基準を静岡県と同様にすること
- (3) 特定建設業許可が必要でない案件については、市内に本店を有する業者のみが入札参加できること

回答（財政課）

(1) 三島市が発注する工事の多くは、県発注の工事と比較しますと、技術的な工夫の余地が小さいことから、施工計画評価型ではなく実績評価型を採用し、総合評価方式による発注は、年に数件程度となっております。

今後も、総合評価方式の工事結果の分析などを進め、施工時期の平準化とともに、発注者・受注者双方の有益性を検討してまいります。

(2) 静岡県の低入札価格調査制度は、令和4年度から内容を強化のうえ、予定価格1億円以上の建設工事と総合評価落札方式を対象として実施しており、低入札価格調査対象工事になった場合、専任の技術者を追加で2名求めるなど厳しいものになっています。

一方、三島市では、予定価格5千万円以上の建設工事と総合評価落札方式に低入札価格調査制度を適用し、契約内容に適合した履行がされるかを判断しており、対象工事が適切に履行できるかを判断しておりますので、現状の基準での運用していくことを、ご理解いただきたいと存じます。

なお、調査基準価格の算定につきましては、静岡県と同様の令和4年3月の「中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」に変更する予定です。

(3) 三島市が発注する2,000万円未満の工事におきましては、市内本店で発注する目安を設け運用しています。

今後も、担い手育成や入札契約事務の透明性の確保、競争性の向上、不正行為の排除、品質確保の観点から、適切な運用を心がけてまいります。